

# 水洗便所等改造資金の融資について

今まで使用していた汲み取り便所を水洗トイレに改造したり、し尿浄化槽を廃止して公共下水道に接続するなどの工事をする際にかかる費用を一度に負担することが困難な方のために、市では一定の条件を設けて工事に必要となる資金の融資を行っています。

## ◎お申し込みについて

【融資金額】 工事費の範囲内で80万円以内

※1万円単位での融資

【利息】 無利息

※ただし、償還期限を経過すると年10%の延滞金がかかります

【返済方法】 貸付月の翌月から60ヶ月以内の元金均等月賦償還

【申込者の資格】 申込者の資格は下記の要件を満たす方となります

(1)建築物の所有者または建築物の所有者の同意を得た使用者

※法人での申請は除きます

(2)市税、下水道事業受益者負担金(分担金)、上下水道料金を滞納していない方

(3)貸付金の償還について能力を有すると認められる方

(4)自己資金のみでは工事費を一度に負担することが困難である方

※市民税の前年度の課税標準額が550万円以内の方

(5)連帯保証人を1人立てられる方。ただし、連帯保証人は下記条件を同時に満たすことが必要です。

①成年者であり、一定の収入がある方

②申請者と同居、同世帯でない成年者で収入がある方

※特別な理由が無い限りは、県内在住者としてください。なお、工事施工業者が連帯保証人になることはできません。

【工事期間】 貸付の決定日から3ヶ月以内に工事を完了して下さい。ただし、市から工事期間の指定があった場合はその期間内とします。

【申込方法】 工事着手前に申込書(関係書類を含む)を、市または市指定の工事店に提出して下さい。

【貸付の決定】 市で内容の審査後、貸付の可否及び融資決定額について申請者に通知します。

## ◎ご契約について

【必要書類の提出】 工事完了後、融資の契約を締結する際に下記の書類が必要となります。

(※必要書類については、貸付決定時に通知書とともに送付いたします)

(1) 水洗便所等改造工事完了届

(2) 水洗便所等改造資金借用証書

※連帯保証人の「実印」の押印が必要となります

(3) 収入印紙

※申込額が50万円以内は400円、50万円以上は1,000円です

(4) 印鑑登録証明書

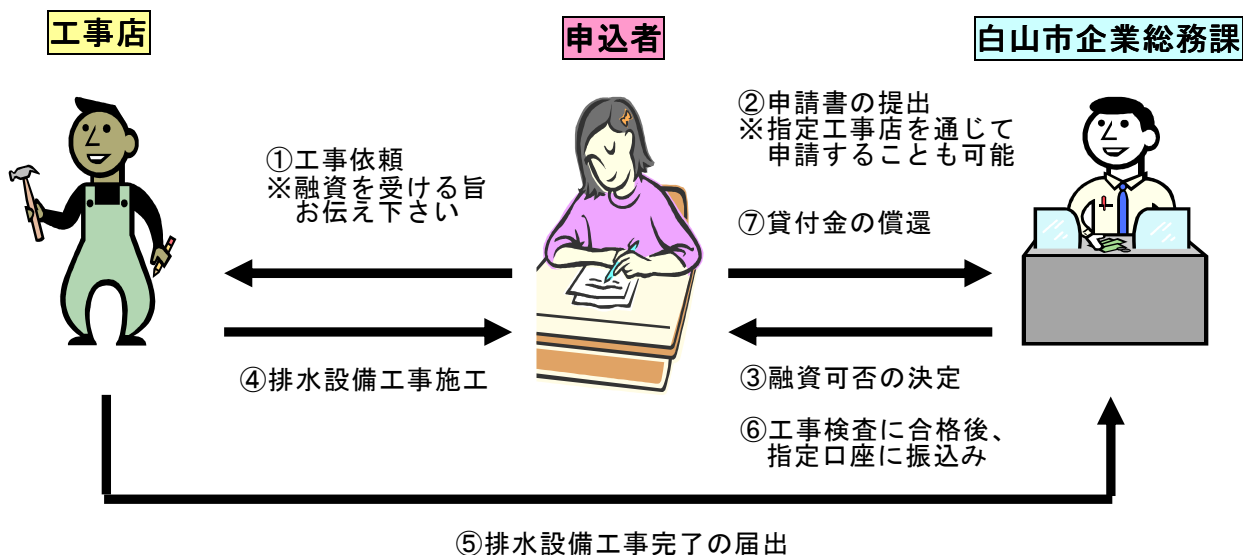
※申込者、連帯保証人の各1通が必要です

(5) 預金口座振替依頼書

【資金の貸付】 上記書類等の提出及び工事の検査に合格後、預金口座振替依頼書に記載された申請者名義の預金口座に振込みとなります。

【償還方法】 資金を口座に振込みした月の翌月から、「預金口座振替依頼書」に記載の口座より毎月引き落としとなります。

### ◆融資制度ご利用の手順◆



### 【お問合せ先】

白山市石同新町195番地1(松任上水道センター)

白山市役所上下水道部企業総務課

TEL 076-274-9533